



## 第6回 高梁地域合併協議会

# 会 議 資 料

日時：平成15年10月20日（月）午後2時

場所：高梁市総合福祉センター 講座室

## 高梁地域合併協議会（第6回） 次第

と き 平成15年10月20日（月）  
午後2時～

ところ 高梁市総合福祉センター

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 議 事

#### (1) 議事録署名委員の指名

#### (2) 報告事項

- 報告第20号 高梁地域合併協議会委員について
- 報告第21号 提案はがきの紹介について
- 報告第22号 小委員会の検討結果報告について

#### (3) 協議事項

- 協議第39号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第40号 消防団の取扱いについて
- 協議第41号 自治会、行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第42号 情報化施策の取扱いについて
- 協議第43号 防災関係の取扱いについて
- 協議第44号 交通安全関係の取扱いについて
- 協議第45号 窓口業務の取扱いについて
- 協議第46号 福祉事業の取扱いについて（障害者関係）
- 協議第47号 福祉事業の取扱いについて（児童母子関係）
- 協議第48号 福祉事業の取扱いについて（その他）
- 協議第49号 保育事業の取扱いについて
- 協議第50号 商工観光関係事業の取扱いについて
- 協議第51号 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第52号 人権関係の取扱いについて
- 協議第53号 社会教育事業の取扱いについて

< 確認項目 >

- 協議第 14 号の 2 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第 28 号の 2 地方税の取扱いについて
- 協議第 29 号の 2 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 30 号の 2 特別職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 31 号の 2 路線バス等確保対策の取扱いについて
- 協議第 32 号の 2 納税関係の取扱いについて
- 協議第 33 号の 2 一般廃棄物処理業務の取扱いについて
- 協議第 34 号の 2 環境対策事業の取扱いについて
- 協議第 35 号の 2 福祉事業の取扱いについて（高齢者関係）
- 協議第 36 号の 2 上下水道・簡易水道事業の取扱いについて
- 協議第 37 号の 2 高校・大学の取扱いについて
- 協議第 38 号の 2 新市建設計画の作成について

(4) その他

5 . その他

6 . 閉 会

報告第 20 号

## 高梁地域合併協議会委員について

高梁地域合併協議会の委員について、次のとおり委嘱したので報告する。

高梁地域合併協議会規約第 5 条第 1 項第 2 号の委員

新任 成羽町議会議員 原 田 康 平

前任 成羽町議会議員 麻 田 昌 孝

異動年月日 平成 1 5 年 9 月 2 5 日

なお、併せて病院・診療所等検討小委員会及び学校教育関係の検討小委員会の委員について同日付けで就任願ったので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日提出

高 梁 地 域 合 併 協 議 会  
会 長 高 梁 市 長 立 木 大 夫

# 高梁地域合併協議会委員名簿

(平成15年9月25日現在)

区分	所属等	氏名	備考
第1号委員 (首長)	高梁市長	立木 大夫	
	有漢町長	富士田 肇	
	成羽町長	秋岡 毅	
	川上町長	宮崎 孝司	
	備中町長	森崎 光政	
第2号委員 (議長及び議員)	高梁市議会議長	小川 勲	
	有漢町議会議長	山縣 喜義	
	成羽町議会議長	井上 英男	
	川上町議会議長	妹尾 直言	
	備中町議会議長	村上 信吾	
	高梁市議会議員	安原 幹人	議会運営委員会委員長
	有漢町議会議員	湯井 教二	合併問題特別委員会委員長
	成羽町議会議員	原田 康平	合併調査特別委員会副委員長
	川上町議会議員	山本 栄三	合併調査特別委員会委員長
	備中町議会議員	前原 訓朗	合併問題特別委員会委員長
第3号委員 (学識経験者) 各市町推薦	高梁市	石井 保	高梁市文化協会会長
	高梁市	丸池 宣子	高梁北婦人会会長
	有漢町	和田 直樹	商工関係
	有漢町	高木 久恵	農業関係
	成羽町	吉岡 稔貢	成羽町商工会副会長
	成羽町	吉井 早智子	成羽町婦人協議会会長
	川上町	川上 璋人	川上町民生委員児童委員協議会会長
	川上町	中山 美江	川上町愛育栄養委員協議会会長
	備中町	藤原 幸男	農業関係
	備中町	中迫 貞子	農業関係
第4号委員 (学識経験者) 協議会選任	弁護士	片山 邦宏	自治法関係
	J Aびほく組合長理事	清水 大陸	農業関係
	吉備国際大学 教授	高橋 正己	文化社会学
	高梁地方振興局長	赤木 匠	県行政
	男女共同参画推進センター 所長	稲本 和子	女性代表

名簿の太字が異動のあった委員。

報告第 21 号

## 提案はがきの紹介について

高梁地域合併協議会広報（創刊号）で募集を行った「意見・提案」募集はがきについて、9月30日現在で次のとおり提案等があったので報告する。

平成15年10月20日提出

高梁地域合併協議会  
会 長 高梁市長 立 木 大 夫

## 意見・提案について

記事内容は原文のままを転載。

平成 15 年 9 月 30 日現在

受付年月日	市町名	男女	年齢	記 事 内 容	
36	H15.09.24	成羽町	男	68	<p>「広報第 4 号」の記載によれば「在任特例」の適用を支持する意見が比較的多いが・・・とあるが、私が知る限りでは「設置選挙」をすべしと云う意見が圧倒的である。</p> <p>「定数特例」「在任特例」は、合併が目的とする「行政の効率化」に反するのである。「在任特例」の設定理由にある（審議・建設計画）の実効性を高めるのに 66 名の議員は必要ない。少数精鋭の 26 名で十分。そのために設置選挙に実施に当たっては特例として、旧市町から定数を決める（当選議員の）小選挙区制を行うべきと考える。委員各位の慎重な検討をお願いした。</p>
37	H15.9.25	高梁市	男	76	<p>関係者の皆さん今日お忙しい事でせう、がんばってください。さて今日は私の思ったままをおとどけします。合併することは色々な費用を少なくして行政を進めていく事にあると思います。そこで合併する前から 1 市 4 町の選かんのより合いをして合併と合せて市議会議員の選挙して新しく選定することわ出来ないのせうか。合併することによって合併時の市町議員だけがもうかる仕組にしない様に大切な税金を 1 円でも 10 円でも少なく使う様にする事が合併の大切なものだと思いますがどうでせうか考えて見て下さい。</p>
38	H15.9.26	川上町	男	65	<p>「町内会長」の呼称の統一について 初秋の候、益々ご清祥のことお喜び申し上げます。</p> <p>川上町では各地区(部落)の呼称を行政側からは「部落連絡員」と統一されていますが、一般には「部落代表者」「常会長」「組合長」「部落長」等と多種です。他の市町村のことはわかりませんが、「部落」は差別用語にも当たると思います。合併を機会に「町内会長」が正確かはわかりませんが、新市にふさわしい名称に統一をお願い申し上げます。</p>
39	H15.9.30	成羽町	男	69	<p>出前行政実施を願う。</p> <p>過疎と高々齢者の増加にともない、出前行政の実施を望みたい。中野地区に。</p>

報告第 22 号

## 小委員会の検討結果報告について

協議会から調査・研究を付託された「新市の名称」について、「新市の名称及び事務所の位置検討小委員会」は、次のとおりその結果を取りまとめたので報告する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

新市の名称及び事務所の位置検討小委員会  
委員長 石 井 保



## 新市の名称選定結果について（報告）

新市の名称及び事務所の位置検討小委員会は、これまでに9回の会議を重ね、「新市の名称」についての研究・検討を行ってきました。

そして「新市の名称」については、選定基準をもとに名称募集の状況に示された地域住民の方々の意見を参考にして、次の名称（5点）を選定しました。

### 記

選定名称	(参考)名称応募総数 に対する割合
高梁市（たかはしし）	46.01 %
備中高梁市（びっちゅうたかはしし）	8.25 %
備中松山市（びっちゅうまつやまし）	7.70 %
備中市（びっちゅうし）	5.42 %
備北市（びほくし）	3.52 %

小委員会での選定の過程について若干報告します。

第2回から第4回の小委員会において、委員間での自由討議を行う中で名称の選定基準の策定から始め、地域住民に対する名称及び提言の募集のメリット・デメリットや募集の方法・対象等、また現市町名の取り扱いを含めその内容の検討を行いました。そして、地域住民から名称の募集を行いその意見を名称選定の参考とする必要があるとの結論に至り、募集実施要領を作成しました。

第4回の協議会で「新市の名称」について1市4町の住民の方を対象として募集を行う方法をとることを審議決定いただき、実施要領の中で選定基準を「地域の自然・歴史・伝統・文化や全国的な知名度等を踏まえ、地域全体を表現するにふさわしい名称」と定め、各世帯を対象とした葉書による名称募集を行ったところです。応募総数は2,897通、回答率20.7%でした。地域住民にとって意見を表明できる場が提供でき、合併に対する関心が高まったことも事実です。

新市の名称募集の後、その結果の検討を行い、名称選定の参考としました。

上記の5点の名称を選定する過程では様々な意見が出されましたが、小委員会としての意見並びに選定名称の説明については、別紙のとおり参考資料としてまとめています。

この協議会におきまして十分にご審議を賜り、適切にご判断をいただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

選定名称に関する小委員会の意見

選定名称	小委員会の意見等
<p>高 梁 市 (たかはしし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な知名度があり、高梁市という名称が資産となっている。</li> <li>・県下3大河川の名前をもつ市名である。</li> <li>・呼びやすさがあり、端的に表現しやすい。</li> <li>・1市4町を総称する名称も高梁地域・高梁圏域・高梁地方など高梁が多く使われている。</li> <li>・高梁という地名は個性的であり、全国の他地域にない名称である。</li> <li>・「梁」はハリ、リョウと読む場合が多く、ハシとは読みにくい文字である。</li> <li>・新市の名称として、高梁市が委員の多数意見を占めている。</li> </ul>
<p>備中高梁市 (びっちゅうたかはしし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JRの駅名にも使われており、多くの人に馴染みがある。</li> <li>・市町名に旧国名を冠する場合としては、他に同一名称、同一呼称が存在するときなどであり、あえて高梁に旧国名を冠する必要はない。</li> <li>・市の名称としては字数が多く呼称も長いと考える。</li> </ul>
<p>備中松山市 (びっちゅうまつやまし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山は、この地域を指す由緒ある歴史的名称である。</li> <li>・市町名に旧国名を冠する場合としては、前記のとおり他に同一名称、同一呼称が存在するときなどであるが、松山の場合、既に愛媛県に松山市が存在しており、旧国名等を冠する必要がある。</li> <li>・市の名称としては字数が多く呼称も長いと考える。</li> </ul>
<p>備 中 市 (びっちゅうし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧国名でもあり、馴染み深い名称である。</li> <li>・備中は高梁地域が包含されるのみならず、倉敷・笠岡・井原から新見・阿哲までの広いエリアを表現する名称である。</li> <li>・広い地域でも使用されており、高梁地域の個性を表現するとまではいい難い感がある。</li> </ul>
<p>備 北 市 (びほくし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この地域の民間企業などで使用されており、聞きなれている。</li> <li>・備北は岡山県、広島県にまたがる名称であり、全国的には地域の特定ができてにくい。</li> <li>・伝統・文化から考えて、前記の他の名称に比べ表現が弱く、全国的にはわかりにくい名称である。</li> <li>・全国的知名度は他の名称に比べ低いと考える。</li> </ul>
<p>全般事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記に際し、漢字にはひらがなに比べ表現力があり、漢字の表記がふさわしいと考える。</li> </ul>

選定名称に関する名称の説明

選定名称	名称の説明等
<p>高 梁 市 (たかはしし)</p>	<p>高梁の名称は、鎌倉時代後期(1331年)松山に改称されるまでは高橋であり、明治2年(1869年)藩籍奉還・太政官布告により松山を元の呼称である高梁に改められ、130余年続いてきている。高梁の「梁」は橋の雅字であり、柱と柱を固く結び屋根を支える梁を意味し、高梁は天と地を結ぶ高い橋を表現している。</p>
<p>備中高梁市 (びっちゅうたかはしし)</p>	<p>備中高梁は、歴史ある名称高梁に備中の文字を冠した名称である。吉備の国が奈良時代に備前、備中、備後の三国となり、後、備前が備前と美作に分割され、当地域は備中の国となった。 備中高梁は備中の国にある高梁を意味している(高梁の意味は前記のとおりである。)</p>
<p>備中松山市 (びっちゅうまつやまし)</p>	<p>備中松山は、鎌倉時代(1331年)に高橋から改称された松山に旧国名備中を冠した名称である。松山は明治2年(1869年)に高梁に改称されるまで530年余の間親しまれてきた名称であり、現在も備中松山城(昭和46年建造物名称変更により松山城(高梁城)を改称)をはじめ、松山の呼称は多く残っている。</p>
<p>備 中 市 (びっちゅうし)</p>	<p>前記のとおり、吉備の国が奈良時代に備前、備中、備後の三国となり、後、備前が備前と美作に分割され、当地域は備中の国となった。</p>
<p>備 北 市 (びほくし)</p>	<p>備中の国の北部を表す名称で、旧国名と地域の位置を表す文字「北」が組み合わされている。前記のとおり歴史的には備前、備中、備後のうち備前の北部は美作となったが、備中、備後の北部はともに備北と称され、高梁地域をそのエリア内に持つ県内では広く使用されている名称である。</p>

(その他の参考資料)

1. 提言募集結果(募集取りまとめ状況表、新市の名称候補一覧、新市の名称募集に係る主要提言又は理由(要約)): 第5回協議会にて配布済のため省略
2. 「新市の名称」募集実施要領
3. 関係法令等(抜粋)

## 「新市の名称」募集実施要領

### 1. 募集の趣旨

「新市」にふさわしい由緒ある名称とするための参考として、広く地域住民から名称及びこれに関する提言を募る。これを機に、「新市」の名称についての意見が表明できる場を住民に提供するだけでなく、住民の合併に対する関心を高める。

### 2. 募集対象

住民基本台帳に記録された、1市4町（高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町）内の全世帯

### 3. 募集内容

#### (ア)募集方法

住民基本台帳に基づき、地域内の全世帯主あてに往復はがきで募集案内する。各世帯からは、返信用葉書に必要事項を記入のうえ、投函する方法による。

#### (イ)募集期間

平成15年8月30日から9月10日まで

募集葉書発送 平成15年8月29日

応募締め切り 平成15年9月10日（当日消印有効）

#### (ウ)記入事項（ 、 、 については、すべて記入されたものを有効とする。）

「新市」の名称（1点）[複数記載無効]

名称に対する提言または理由

住所 世帯主名

### 4. 選定

#### (1)選定基準

地域の自然・歴史・伝統・文化や全国的な知名度等を踏まえ、地域全体を表現するにふさわしい名称

#### (2)選定方法

「新市の名称及び事務所の位置検討小委員会」において、住民から応募された名称や提言などを参考として、名称を数点選定する。

小委員会は、選定した名称について協議会に報告し、最終的に協議会が「新市」の名称を1点選定する。

### 5. 選定結果の公表

協議会での選定に到る経緯及び内容については、広報紙及びホームページ上で公表する。

### 6. その他

「新市」の名称募集に係る主催は高梁地域合併協議会とする。

## 新市の名称の選定に係る関係法令等

「市の設置若しくは、町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することにならないよう十分配慮すること」とされている。(昭和 45 年 3 月 12 日付け自治振第 32 号自治事務次官通知)

### 名称決定の際の留意事項

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれのあるもの等は、不適当と思われる。

市町村の名称として、大多数は、漢字を使用している。ひらがな・カタカナの市町村もあるが、記号やローマ字を使用している市町村はない。

「          」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので、不適当と思われる。

ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違い日本の文字ではないということに注意する必要がある。

町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるため、市の名称については、郡名を冠することができないので、町村以上に団体の識別が、容易であることが求められる。

1) 読み方が異なる場合でも、表記が同じ場合は不可。

【例】日向市（ひゅうがし）	日向市（ひなたし）
清水市（しみずし）	清水市（きよみずし）

2) 同じ場合でも、表記が異なる場合は可。

【例】仙台市（せんだいし）	せんだい市
日高市（ひだかし）	ひだか市

3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合は可。

【例】瑞穂町（みずほまち）	瑞穂市（みずほし）
明日香村（あすかむら）	明日香市（あすかし）

協議第 39 号

## 公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目(17) 公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	公共的団体等の取扱いについて
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次の区分より統合整備が図れるように努める。</p> <p>(1) 1市4町に共通する団体又はこれに準ずる団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整・促進に努めることとし、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整・促進に努める。</p> <p>(2) 各市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p>

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 39 号 公共的団体等の取扱いについて

### 【提案理由】

公共的団体等は、市町村の合併に際して合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その総合調整を図るよう努める必要がある。また、市町村長等は公共的団体等を指揮監督することができることとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう基本的考え方を検討し、公共的団体等に理解を求め、統合に向けて働きかけていく必要があり提案する。

協議の経過は次のとおりです。

検討会議名	検 討 等 内 容
任意協議会での研究結果	<p>&lt; 調整内容 &gt;</p> <p>(1) 1市5町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 1市5町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 各市町独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>
専門部会、幹事会等における協議のポイント	<p>&lt; 検討事項 &gt;</p> <p>団体の設置について、1市4町が関与している団体 1市4町の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体 1市4町の事業に大きく関わっている団体 概ねこれらに該当する団体を対象に検討した。</p> <p>新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、できる限り合併時に、自主的に統合できるよう調整・促進に努めることが必要である。</p>

協議第 40 号

## 消防団の取扱いについて

合併協定項目(23) 消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	消防団の取扱いについて
調整内容	(1) 1市4町の消防団は合併時に統合し、消防団員は新市に引継ぐ。組織については、1団5方面隊方式とする。 (2) 消防団員の資格については、合併時までに調整する。 (3) 消防設備、施設については、現状のとおり新市に引継ぐ。 (4) 消防団の報酬等については、各市町の実情に配慮し、合併時までに調整する。 (5) 消防団員の被服等については、新市において速やかに統一する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会



## 協議第 40 号 消防団の取扱いについて

### 【提案理由】

各市町における消防団の組織、処遇等に違いがあり、合併時の統合に向けて調整する必要があり提案する。

協議の経過は次のとおりです。

検討会議名	検 討 等 内 容
任意協議会 での研究結 果	未協議
専門部会、 幹事会等 における協 議のポイン ト	<p>&lt; 検討事項 &gt;</p> <p>各市町における消防団の組織や報酬、運営補助金等について、統合に向けた検討を行なった。</p> <p>(1) 1市4町の消防団は、新市の一体性を確保するため合併時に統合する。</p> <p>(2) 消防団員は新市に引継ぎ、組織については1団5方面隊方式とすることとした。</p> <p>(3) 消防団員の資格、報酬、運営補助金等については、各市町の実情に配慮したうえで、合併時まで調整することとした。</p>

協議第 41 号

自治会、行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目(24) - 2 自治会、行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整内容	(1) 町内会、行政区については現行のまま新市に引継ぐ。ただし、名称については合併時に統一する。 (2) 報酬等については、新市において調整する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 41 号 自治会、行政連絡機構の取扱いについて

### 【提案理由】

町内会や行政区は、住民と行政とを結ぶ役割を担うとともに、住民にとって最も身近な共同組織として主体的に運営されているが、それぞれ活動内容や行政との関わりが違うため、新市における組織体制について調整する必要があると提案する。

協議の経過は次のとおりです。

検討会議名	検 討 等 内 容
任意協議会での研究結果	未協議
専門部会、幹事会等における協議のポイント	<p>&lt; 検討事項 &gt;</p> <p>町内会、行政区については、活動内容や行政との関わり方に若干の相違があるが、それぞれ地域の実情があり、合併時に統一を図ることは混乱を与えることにもなるので、現状のまま新市に引き継ぐ方向で検討した。ただし、新市の一体性を確保するため、名称については、合併時に統一することとした。</p>

協議第 42 号

## 情報化施策の取扱いについて

合併協定項目(24) - 6 情報化施策の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	情報化施策の取扱いについて
調整内容	(1) 住民の利便性の向上と情報格差のないまちづくりを進めるため、新市において情報化計画を策定し、地域情報化を積極的に推進する。 (2) 高梁市、有漢町、成羽町で進めているケーブルテレビ事業は、現行のまま新市に引継ぎ、当面現行のとおり運営する。なお、ケーブルテレビ未整備地域については最も効果的な方法により新市において早急にエリア拡大を図る。 (3) 携帯電話圏外地域については、その解消を関係機関に強く働きかけるとともに、国の補助制度等を活用し、新市において解消に努める。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 42 号 情報化施策の取扱いについて

### 【提案理由】

高度情報化社会の到来により、地域情報化の推進が重要な課題となっている。特にケーブルテレビは高度情報化社会の核となる基盤として期待されているが、各市町で整備状況に格差があり、新市における情報化施策の取組みについて調整する必要があるため提案する。

協議の経過は次のとおりです。

検討会議名	検 討 等 内 容
任意協議会での研究結果	<p>&lt;調整内容&gt;</p> <p>地域情報化格差の解消は、インターネットを併用したケーブルテレビが基幹となるが、現在は行政による整備地区と民間による整備地区及び未整備地区とに分かれており、一体化に向け早急な検討を要する。</p>
専門部会、幹事会等での協議のポイント	<p>&lt;検討事項&gt;</p> <p>ケーブルテレビの取扱いや携帯電話圏外地域への対応等について検討した。</p> <p>(1) 新市において情報化計画を策定し、地域情報化を積極的に推進する必要がある。</p> <p>(2) 成羽町有線テレビジョンと吉備ケーブルテレビは、サービス内容、料金体系等に差異があるが、運営形態の違いや補助金等の問題から調整は困難なため当面現行どおりとし、サービス内容の統一等については新市の検討課題とする。ただし、自主放送、文字放送については、同一の行政情報が提供できるよう調整する必要がある。</p> <p>(3) 未整備地域については、デジタル化への対応等を考慮し、最も効果的な方法でエリア拡大を図る必要がある。</p> <p>(4) 携帯電話圏外地域については、関係機関に強く働きかけるとともに、国の補助制度等を活用し、新市において解消に努める必要がある。</p>

\* 参考資料 別冊資料 18頁～ 22頁

協議第 43 号

防災関係の取扱いについて

合併協定項目(24) - 7 防災関係の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	防災関係の取扱いについて
調整内容	(1) 防災会議及び水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。なお、計画が策定されるまでの間は各市町の現行計画を準用する。 (2) 1市4町に共通する相互応援協定は新市に引継ぎ、1市4町外の市町と交わした相互応援協定は合併時まで調整する。 (3) 災害時の通報体制等については、当面現行のとおりとする。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 43 号 防災関係の取扱いについて

### 【提案理由】

地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序と公共の福祉の確保を図るため、新市における防災体制等について調整する必要があると提案する。

協議の経過は次のとおりです。

検討会議名	検 討 等 内 容
任意協議会 での研究結 果	未協議
専門部会、 幹事会等 での協議の ポイント	<p>&lt; 検討事項 &gt;</p> <p>防災会議、地域防災計画、災害対策本部、水防協議会、相互応援協定、災害時の通報体制について検討した。</p> <p>(1) 防災会議及び水防協議会については、合併時に新たに設置する必要がある。</p> <p>(2) 地域防災計画及び水防計画については、新市において策定する必要がある。</p> <p>(3) 1市4町外の市町と交わした相互応援協定は合併時まで調整する必要がある。</p> <p>(4) 災害時の通報体制等については、各市町における手段により当面現行どおりとすることとした。</p>

協議第 44 号

## 交通安全関係の取扱いについて

合併協定項目(24) - 10 交通安全関係の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	交通安全関係の取扱いについて
調整内容	交通安全関係の取扱いについては次のとおりとする。 (1) 交通安全対策組織等については、新市において再編する。ただし、交通安全指導員については現行のとおり新市に引継ぐ。 (2) 交通安全計画・啓発事業については、新市において調整する。 (3) 住民交通傷害保険は、現行のとおり新市に引継ぎ新市において調整する。 (4) 駐輪場及び放置自転車対策については現行のとおり新市に引継ぐ。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会



## 協議第 44 号 交通安全関係の取扱いについて

### 【提案理由】

交通安全関係事業は、地域住民の交通安全が図れるよう組織や啓発事業等の調整が必要であり、提案する。

当初、協定項目「交通安全関係の取扱い」として提案していたが、「交通安全関係」には路線バス等を含めた扱いをしている例が多い。「路線バス等の取扱い」を別途協議しているため「交通安全関係の取扱い」として提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会での研究結果	< 調整内容 > 未協議
専門部会、幹事会等における協議のポイント	< 検討事項 > 事業等について団体間の差異を洗い出し調整を行う。 交通安全関係組織は再編するよう努める。

協議第 45 号

## 窓口業務の取扱いについて

合併協定項目(24) - 11 窓口業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	窓口業務の取扱いについて
調整内容	窓口業務については、本庁及び地域局へ窓口を設置し、現行の住民サービスの低下を招かないよう調整する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 45 号 窓口業務の取扱いについて

### 【提案理由】

窓口業務は住民に接する一番身近な機会であり、実質的なサービス低下にならないよう調整するとともに効率的な運営を行う必要があり提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会 での研究結果	< 調整内容 > 未協議
専門部会、 幹事会等 における協議 のポイント	< 検討事項 > 事業等について団体間の差異の洗出し調整を行う。 先駆的・奨励的な事業については継続する。

協議第 46 号

## 福祉事業の取扱いについて（障害者関係）

合併協定項目(24) - 17 福祉事業の取扱いについて（障害者関係）次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会  
会長 高梁市長 立木 大夫

協議項目	福祉事業の取扱いについて（障害者関係）
調整内容	福祉事業（障害者関係）の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1)国・県の補助を受けて行う事業は現行のとおり新市に引継ぐ。 (2)「障害者福祉計画」については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において新たに策定する。 (3)各市町単独の事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

協議第 46 号 福祉事業の取扱いについて(障害者関係)

【提案理由】

障害者福祉事業について、そのサービス内容は各市町で若干の相違があり、合併に際しては各市町の経緯や実情に配慮しながら効率的な運営が図れるよう調整する必要があり提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会 での研究結果	< 調整内容 > 未協議
専門部会、 幹事会等 における協議 のポイント	< 検討事項 > 事業等について団体間の差異を洗出し、調整を行う。 国県の補助事業等差異のないものは現行どおり引継ぐ。 先駆的・奨励的な事業については継続する

協議第 47 号

## 福祉事業の取扱いについて（児童母子関係）

合併協定項目(24) - 17 福祉事業の取扱いについて（児童母子関係） 次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会長 高梁市長 立木 大夫

協議項目	福祉事業の取扱いについて（児童母子関係）
調整内容	福祉事業（児童・母子関係）の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1)国・県の補助を受けて行う事業は現行のとおり新市に引継ぐ。また、「次世代育成支援行動計画」については、新市において新たに策定する。 (2)社会福祉事務所の関係業務については、高梁市の例により調整する。 (3)各市町単独の事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。 (4)青少年問題協議会等児童母子関係の組織については、現行のとおり新市に引継ぎ新市において調整する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 47 号 福祉事業の取扱いについて(児童・母子関係)

### 【提案理由】

各市町の児童・母子福祉事業について、そのサービス内容は各市町で若干の相違があり、合併に際しては各市町の経緯や実情に配慮しながら効率的な運営が図れるよう調整する必要があり提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会 での研究結果	< 調整内容 > 未協議
専門部会、 幹事会等 における協議 のポイント	< 検討事項 > 事業等について団体間の差異を洗い出し、調整を行う。 国県の補助事業等差異のないものは現行どおり引継ぐ。 先駆的・奨励的な事業については継続する

福祉事業の取扱いについて（その他）

合併協定項目(24) - 17 福祉事業の取扱いについて（その他） 次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会  
会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	福祉事業の取扱いについて（その他）
調整内容	福祉事業（その他）の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1)国・県の補助を受けて行う事業は現行のとおり新市に引継ぐ (2)高齢者福祉計画については、合併時までに新市の計画を策定する。また、保健計画については、現計画を新市に引継ぎ新市において調整する。 (3)社会福祉事務所関連事業については、高梁市の例により調整する。 (4)各市町単独の事業及び施設運営については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会



## 協議第 48 号 福祉事業の取扱いについて(その他)

### 【提案理由】

災害対策、遺族関係及び各種福祉施設の運営等、その他の福祉サービスの内容については各市町で若干の相違があり、合併に際してはその一体化調整が必要となるので提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会 での研究結 果	< 調整内容 > 未協議
専門部会、 幹事会等に おける協議 のポイント	< 検討事項 > 事業等について団体間の差異を洗出し、調整を行う。 国県の補助事業等差異のないものは現行どおり引継ぐ。 先駆的・奨励的な事業については継続する

## 保育事業の取扱いについて

合併協定項目(24) - 18 保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	保育事業の取扱いについて
調整内容	<p>保育事業の取扱いについては、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 公立保育所の保育事業については合併時に統一する。ただし、保育料、開所時間及び受入開始年齢については、それぞれの実情に配慮し新市において調整する。</p> <p>(2) へき地保育所の保育事業については合併時に統一する。ただし、保育料、開所時間及び受入開始年齢については、それぞれの実情に配慮し新市において調整する。</p> <p>(3) 託児所、私立保育所への委託事業及び乳児保育促進事業等については、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>(4) 延長保育、一時保育、障害児保育及び保育所給食事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。</p>

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 【提案理由】

各市町の保育事業は地域の実情に即し主体的、先進的な取組みがなされている。合併に際し地域間の差異を解消するとともに新市全域で効率的な事業運営が図れるよう調整が必要であり、提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会 での研究結果	< 調整内容 > 未協議
専門部会、 幹事会等 における協議 のポイント	< 検討事項 > 事業等について団体間の差異を洗出し、調整を行う。 国県の補助事業等差異のないものは現行どおり引継ぐ。 先駆的・奨励的な事業については継続する

## 商工観光関係事業の取扱いについて

合併協定項目(24) - 20 商工観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会  
会長 高梁市長 立木 大夫

協議項目	商工観光関係事業の取扱いについて
調整内容	(1) 商工業の振興については、現行制度を新市に引継ぎ、新市において雇用対策の面からも積極的に推進する。 (2) 商工・観光団体への助成は、現行のまま新市に引継ぎ、新市において調整する。 (3) 商工関係融資制度は、現行のまま新市に引継ぎ、新市において統一する。 (4) 企業誘致については、新市において制度を調整し、積極的に推進する。 (5) 観光事業については、新市において観光資源の有効活用を促進し、広域的、滞在型観光による振興を図る。 (6) 観光施設等については、現状のまま新市に引継ぎ、新市において効率的な管理運営を推進する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 50 号 商工観光関係事業の取扱いについて

### 【提案理由】

商工観光の振興は、地域経済活性化のための重要な施策であり、新市においても積極的に取り組む必要がある。商工観光関係事業、関係団体への助成、補助制度は、各市町で様々な取り組みがあり、合併後の取扱いを調整する必要があると提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会での研究結果	<p>&lt;調整内容&gt;</p> <p><b>【商工関係事業】</b></p> <p>(1)各市町の現行制度は原則的に継続する。</p> <p>(2)新自治体は地域の実情を配慮し制度の一体化を図る。一体化に当たっては経済力の弱い地域性に配慮したものとする。</p> <p>(3)商工振興は新自治体の重要な施策であり、人口・雇用対策の面からも積極的な対策の展開を図る必要がある。</p> <p><b>【観光関係事業】</b></p> <p>(1)各市町の施策は原則的に継続する。</p> <p>(2)観光施設の効率的な運営管理の方法については、合併後早急に検討を行う必要がある。</p> <p>(3)観光資源を有効に活用するための検討を行い、滞在型など広域的な観光ルートを設定し、地域経済の活性化を図る。</p> <p><b>【企業誘致関係】</b></p> <p>地域経済の振興は企業活動の活性化であり、地域産業の育成と共に、企業誘致による新たな産業の創出、雇用の確保などその振興を図る。</p> <p>(1)各市町が施行している誘致施策は継続するが、合併後は一体化を図る。</p> <p>(2)工業団地の整備は、経済情勢の動向を見ながら検討する。なお、現有の工業団地は、誘致を積極的に推進する。</p>
専門部会、幹事会等における協議のポイント	<p>&lt;検討事項&gt;</p> <p>商工会振興、労働者対策、企業誘致、観光振興について検討を行った。各種団体への助成、観光イベント等については、各市町の実情とこれまでの経緯があるため現行のまま新市に引継ぐが、新市において全体としての調整を行う必要がある。</p>

## 建設関係事業の取扱いについて

合併協定項目(24) - 22 建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会  
会長 高梁市長 立木 大夫

協議項目	建設関係事業の取扱いについて
調整内容	(1) 国県道は新市の基幹道として積極的に整備を要請する。 (2) 市町道については、現状のまま新市に引継ぐ。 (3) 道路計画については、既存計画を新市に引継ぎ調整のうえ、広域的な計画を策定する。 (4) 市道認定基準については、新市において新たな基準を作成する。 (5) 道路橋梁管理については、新市において実情に応じて基準を定め、地域と連携し積極的に対応する。 (6) 河川管理については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において適切な管理を行う。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 51 号 建設関係事業の取扱いについて

### 【提案理由】

道路は住民の生活基盤施設であり、産業振興の基盤としても多大な役割を担っている。急峻な地形のため道路整備率が低い本地域では、合併に伴う広域施策の実施のためにも、道路整備は最重要の課題である。建設関係事業では、道路整備をはじめ各市町で様々な取組みがあるため、合併後の取扱いを調整する必要があり提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会での研究結果	<p>&lt; 調整内容 &gt;  <b>【道路管理、維持修繕】</b></p> <p>本地域は急峻な地形に加え、全地域において過疎高齢化が進行しており、将来的にも道路の維持管理は大きな課題であるとともに重要な事務であり、積極的に対応する。</p> <p>(1)合併時に各構成団体が施行している施策は、原則継続する。  (2)合併後、道路管理事務・地元事業補助制度は、地域性に配慮のうえ、交通の安全を念頭に検討を加え、一体化を図る。</p> <p><b>【国道・県道・市町道】</b></p> <p>(1)国県道を含めた広域的な道路計画を策定し、計画的な整備を進める必要がある。  (2)現在整備中の路線は引き続き整備を進める。  (3)道路認定基準は合併時に統一を行う必要がある。ただし基準以下既設路線については合併後検討を行う。  (4)単独道路整備については合併時点に条件の統一を図る必要がある。</p>
専門部会、幹事会等における協議のポイント	<p>&lt; 検討事項 &gt;</p> <p>道路の現況、整備計画、市町道認定基準、用地取得、道路占用、維持管理について検討を行った。</p> <p>市道認定基準については、現行の基準を勘案のうえ慎重に検討する必要があり、新市において基準を作成する。</p> <p>単独事業の用地取得については、新市において委員会で検討することとし、合併後の調整とする。</p> <p>道路、橋梁、河川管理については、実情に応じた適切な管理を行う。</p>

協議第 52 号

## 人権関係の取扱いについて

合併協定項目(24) - 25 人権関係の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	人権関係の取扱いについて
調整内容	人権教育及び人権啓発の推進を図るため、新市においても関係事業を引続き実施する。

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会



## 協議第 52 号 人権関係の取扱いについて

### 【提案理由】

基本的人権の尊重は、新市のまちづくりの根幹をなすものである。このため、合併後も人権を真に尊重しあう明るい地域社会の実現に向け、引続き人権意識の高揚を図る必要があるため提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会での研究結果	未 協 議
専門部会、幹事会等における協議のポイント	< 検討事項 >  事業の重要性を踏まえて調整する。

## 社会教育事業の取扱いについて

合併協定項目(24) - 31 社会教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 20 日提出

高梁地域合併協議会

会 長 高梁市長 立 木 大 夫

協議項目	社会教育事業の取扱いについて
調整内容	<p>社会教育事業については、新市においても引続き学習機会・情報の提供に努めながら、生涯学習及び生活文化の向上を図るため実施する。</p> <p>(1) 社会教育関係施設及び管理運営等については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>(2) 社会教育事業については、当面は現行を基本として実施し、新市においてその運営方法等を調整する。</p> <p>(3) 各公民館及び分館については、現行のとおり引継ぎ、新市において中央公民館を設置する。なお、組織、運営体制及び公民館事業については、当面現行のとおりとする。</p> <p>(4) 成人式については、式典を統合し、同一会場で実施する。</p> <p>(5) 社会教育委員、社会教育指導員については、新市において設置する。</p>

平成 15 年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 協議第 53 号 社会教育事業の取扱いについて

### 【提案理由】

社会教育事業については、住民の生活文化の向上のために、学習の機会及び情報提供等に努めながら、住民サービスの低下を生じないように取り扱う必要があるため提案する。

協議の経過は次のとおりです。

	内 容
任意協議会での研究結果	未 協 議
専門部会、幹事会等における協議のポイント	< 検討事項 >  住民の生きがいつくりや教養を高めるために、それぞれの実情を尊重しながら調整する。

高梁地域合併協議会（第6回） 次第＜追加＞

(3) 協議事項

協議第9号の2 新市の名称について

協議第9号の2

新市の名称について

合併協定項目(3) 新市の名称について、次のとおり提案する。

平成15年10月20日提出

高梁地域合併協議会

会長 高梁市長 立木 大夫

協議項目	新市の名称について
調整内容	

平成15年 月 日確認

高梁地域合併協議会

## 新市の名称 選定一覧

選定名称
高 梁 市 (たかはしし)
備中高梁市 (びっちゅうたかはしし)
備中松山市 (びっちゅうまつやまし)
備 中 市 (びっちゅうし)
備 北 市 (びほくし)

## 新市の名称選定結果について(報告)

新市の名称及び事務所の位置検討小委員会は、これまでに9回の会議を重ね、「新市の名称」についての研究・検討を行ってきました。

そして「新市の名称」については、選定基準をもとに名称募集の状況に示された地域住民の方々の意見を参考にして、次の名称(5点)を選定しました。

### 記

選定名称	(参考)名称応募総数 に対する割合
高梁市(たかはしし)	46.01 %
備中高梁市(びっちゅうたかはしし)	8.25 %
備中松山市(びっちゅうまつやまし)	7.70 %
備中市(びっちゅうし)	5.42 %
備北市(びほくし)	3.52 %

小委員会での選定の過程について若干報告します。

第2回から第4回の小委員会において、委員間での自由討議を行う中で名称の選定基準の策定から始め、地域住民に対する名称及び提言の募集のメリット・デメリットや募集の方法・対象等、また現市町名の取り扱いを含めその内容の検討を行いました。そして、地域住民から名称の募集を行いその意見を名称選定の参考とする必要があるとの結論に至り、募集実施要領を作成しました。

第4回の協議会で「新市の名称」について1市4町の住民の方を対象として募集を行う方法をとることを審議決定いただき、実施要領の中で選定基準を「地域の自然・歴史・伝統・文化や全国的な知名度等を踏まえ、地域全体を表現するにふさわしい名称」と定め、各世帯を対象とした葉書による名称募集を行ったところです。応募総数は2,897通、回答率20.7%でした。地域住民にとって意見を表明できる場が提供でき、合併に対する関心が高まったことも事実です。

新市の名称募集の後、その結果の検討を行い、名称選定の参考としました。

上記の5点の名称を選定する過程では様々な意見が出されましたが、小委員会としての意見並びに選定名称の説明については、別紙のとおり参考資料としてまとめています。

この協議会におきまして十分にご審議を賜り、適切にご判断をいただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

選定名称に関する小委員会の意見

選定名称	小委員会の意見等
<p>高 梁 市 (たかはしし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な知名度があり、高梁市という名称が資産となっている。</li> <li>・県下3大河川の名前をもつ市名である。</li> <li>・呼びやすさがあり、端的に表現しやすい。</li> <li>・1市4町を総称する名称も高梁地域・高梁圏域・高梁地方など高梁が多く使われている。</li> <li>・高梁という地名は個性的であり、全国の他地域にない名称である。</li> <li>・「梁」はハリ、リョウと読む場合が多く、ハシとは読みにくい文字である。</li> <li>・新市の名称として、高梁市が委員の多数意見を占めている。</li> </ul>
<p>備中高梁市 (びっちゅうたかはしし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JRの駅名にも使われており、多くの人に馴染みがある。</li> <li>・市町名に旧国名を冠する場合としては、他に同一名称、同一呼称が存在するときなどであり、あえて高梁に旧国名を冠する必要はない。</li> <li>・市の名称としては字数が多く呼称も長いと考える。</li> </ul>
<p>備中松山市 (びっちゅうまつやまし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山は、この地域を指す由緒ある歴史的な名称である。</li> <li>・市町名に旧国名を冠する場合としては、前記のとおり他に同一名称、同一呼称が存在するときなどであるが、松山の場合、既に愛媛県に松山市が存在しており、旧国名等を冠する必要がある。</li> <li>・市の名称としては字数が多く呼称も長いと考える。</li> </ul>
<p>備 中 市 (びっちゅうし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧国名でもあり、馴染み深い名称である。</li> <li>・備中は高梁地域が包含されるのみならず、倉敷・笠岡・井原から新見・阿哲までの広いエリアを表現する名称である。</li> <li>・広い地域でも使用されており、高梁地域の個性を表現するとまではいい難い感がある。</li> </ul>
<p>備 北 市 (びほくし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この地域の民間企業などで使用されており、聞きなれている。</li> <li>・備北は岡山県、広島県にまたがる名称であり、全国的には地域の特定ができていない。</li> <li>・伝統・文化から考えて、前記の他の名称に比べ表現が弱く、全国的にはわかりにくい名称である。</li> <li>・全国的知名度は他の名称に比べ低いと考える。</li> </ul>
<p>全般事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記に際し、漢字にはひらがなに比べ表現力があり、漢字の表記がふさわしいと考える。</li> </ul>



## 選定名称に関する名称の説明

選定名称	名称の説明等
<p>高 梁 市 (たかはしし)</p>	<p>高梁の名称は、鎌倉時代後期(1331年)松山に改称されるまでは高橋であり、明治2年(1869年)藩籍奉還・太政官布告により松山を元の呼称である高梁に改められ、130余年続いてきている。高梁の「梁」は橋の雅字であり、柱と柱を固く結び屋根を支える梁を意味し、高梁は天と地を結ぶ高い橋を表現している。</p>
<p>備中高梁市 (びっちゅうたかはしし)</p>	<p>備中高梁は、歴史ある名称高梁に備中の文字を冠した名称である。吉備の国が奈良時代に備前、備中、備後の三国となり、後、備前が備前と美作に分割され、当地域は備中の国となった。 備中高梁は備中の国にある高梁を意味している(高梁の意味は前記のとおりである。)</p>
<p>備中松山市 (びっちゅうまつやまし)</p>	<p>備中松山は、鎌倉時代(1331年)に高橋から改称された松山に旧国名備中を冠した名称である。松山は明治2年(1869年)に高梁に改称されるまで530年余の間親しまれてきた名称であり、現在も備中松山城(昭和46年建造物名称変更により松山城(高梁城)を改称)をはじめ、松山の呼称は多く残っている。</p>
<p>備 中 市 (びっちゅうし)</p>	<p>前記のとおり、吉備の国が奈良時代に備前、備中、備後の三国となり、後、備前が備前と美作に分割され、当地域は備中の国となった。</p>
<p>備 北 市 (びほくし)</p>	<p>備中の国の北部を表す名称で、旧国名と地域の位置を表す文字「北」が組み合わされている。前記のとおり歴史的には備前、備中、備後のうち備前の北部は美作となったが、備中、備後の北部はともに備北と称され、高梁地域をそのエリア内に持つ県内では広く使用されている名称である。</p>